

PAL

連合会だより「パル」

PALひろば
“共済”南北

今回は 長崎

旧グラバー住宅
(長崎県長崎市)



今号の 主要項目

- 令和5年度事業計画及び予算の概要
- スチュワードシップ活動の報告について
- 年金払い退職給付に係る財政状況(令和3年度末)について
- 地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について
- 令和5年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令等の施行について

CONTENTS

主要項目 1	令和5年度事業計画及び予算の概要 [総務部総務課]	P.03
主要項目 2	スチュワードシップ活動の報告について [資金運用部企画管理課]	P.09
主要項目 3	年金払い退職給付に係る 財政状況(令和3年度末)について [年金業務部数理課]	P.18
主要項目 4	地方公務員共済組合等に係る 地方公共団体の負担金等の財源措置について [総務省]	P.19
主要項目 5	令和5年度以降において地方公共団体等が 負担すべき追加費用等について [総務省]	P.21
主要項目 6	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を 改正する政令等の施行について [総務省]	P.28
年金制度等の日誌	年金制度等に関連した法律等の改正状況／ 公的年金制度に関連した会議等の開催状況	P.31
業務等の状況	会議開催状況／会議開催予定	P.32
人事異動		P.33
■ 宿泊施設の紹介		
ホテルセントヒル長崎	[公立学校共済組合長崎宿泊所]	P.38
■ PALひろば“共済”南北 190		
長崎おすすめ観光情報	[公立学校共済組合長崎宿泊所]	P.39

令和5年度事業計画及び予算の概要

[総務部総務課]

はじめに

地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、すべての地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るための事業を行うことを目的としています。

連合会は、退職等年金給付に係る付与率等の算定、実施機関積立金、退職等年金給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付組合積立金の運用状況の管理、厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用、厚生年金拠出金・交付金の納付及び交付、各実施機関との情報交換及び連絡調整、国家公務員共済組合連合会との財政調整、基礎年金拠出金・交付金の納付及び交付、各組合から預託された業務上の余裕金の運用、年金事務機械処理標準システム、情報共有化システム、地方公務員共済組合番号システム及び年金払い退職給付システム等年金業務に関連するシステムの開発・管理、基礎年金支払代行に係る業務、厚生年金拠出金等に要する資金、退職等年金給付に要する資金及び地方の組合の経過的長期給付に要する資金の交付、年金から特別徴収した保険料等の市区町村に対する納入、などの事業を行ってきたところであり、引き続きこれらの事業を適切に推進します。

令和4年12月末現在の連合会の積立金は、厚生年金保険給付調整積立金で11兆5,867億円、退職等年金給付調整積立金で968億円、経過的長期給付調整積立金で12兆1,377億円の規模となっています。積立金の運用については、将来の年金財政に大きな影響を及ぼすものであり、経済状況の分析、分散投資及びリスク分析などにより、運用とリスク管理の両面から安全かつ効率的な資金運用を図るものとします。

また、国家公務員共済組合連合会に対し、経過的長期給付に係る拠出金の拠出を行うものとします。

総括

1. 連合会を組織する組合の数及び組合員の数

(1) 組合の数	64組合
(2) 組合員の数	3,025千人
地方職員共済組合	333,831人
公立学校共済組合	962,386人
警察共済組合	299,068人
東京都職員共済組合	128,882人
すべての指定都市職員共済組合 及びすべての市町村職員共済組合	1,301,000人
合計	3,025,167人

2. 連合会の役員及び職員の数

(1) 役員	理事長1人、理事8人、監事3人 計12人
(2) 職員	80人

厚生年金保険給付調整経理

収支の予定

1. 収入 469,981,465 千円
(650,355,522 千円)

- ア 国家公務員共済組合法第 102 条の 2 及び第 102 条の 3 の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金 229,554,176 千円を見込むものとする。
- イ 地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第 38 条の 8 第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 27,745,883 千円を見込むものとする。
- ウ 資金の運用による信託の運用益 212,681,406 千円を見込むものとする。

2. 支出 174,362,895 千円
(182,982,580 千円)

- ア 厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき、当連合会が年金特別会計に対して拠出する厚生年金拠出金のうち当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金 162,038,455 千円を見込むものとする。
- イ 法第 38 条の 8 第 3 項の規定に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金が不足すると認められる組合に対し交付する、組合交付金 10,228,000 千円を見込むものとする。
- ウ 地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 2,096,440 千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額	469,981,465 千円
支出総額	174,362,895 千円
当期利益金	295,618,570 千円

当期利益金は、期首厚生年金保険給付調整積立金見込額 11,758,515,548 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す厚生年金保険給付調整積立金は、12,054,134,117 千円となる見込みである。

退職等年金給付調整経理

収支の予定

1. 収入 14,396,145 千円
(14,334,630 千円)

- ア 法第 38 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 13,926,777 千円を見込むものとする。
- イ 資金の運用による信託の運用益 469,368 千円を見込むものとする。

2. 支出 731,900 千円
(689,024 千円)

施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 731,900 千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額	14,396,145 千円
支出総額	731,900 千円
当期利益金	13,664,245 千円

当期利益金は、期首退職等年金給付調整積立金見込額 103,260,300 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す退職等年金給付調整積立金は 116,924,545 千円となる見込みである。

経過的長期給付調整経理

収支の予定

1. 収入 216,300,657 千円
(525,023,135 千円)

- ア 資金の運用による利息及び配当金 282,174 千円を見込むものとする。
- イ 資金の運用による信託の運用益 216,018,483 千円を見込むものとする。

2. 支出 227,402,690 千円
(95,083,676 千円)

- ア 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 76 条の規定に基づく国家公務員共済組合連合会への拠出金 165,515,954 千円を見込むものとする。
- イ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 75 条の 3 において準用する法第 38 条の 8 の 2 第 3 項の規定に基づき、地方の組合の経過的長期給付に要する資金が不足していると認められる組合に対し交付する、組合交付金 61,678,000 千円を見込むものとする。

(注) () 書きの数値は、令和4年度推計額である。

- ウ 施行規則附則第 4 条の 2 第 3 項において準用する施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 208,736 千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額	216,300,657 千円
支出総額	227,402,690 千円
当期損失金	11,102,033 千円

当期損失金は、期首経過の長期給付調整積立金見込額 12,255,891,641 千円から差し引くこととし、翌年度へ繰り越す経過の長期給付調整積立金は、12,244,789,607 千円となる見込みである。

厚生年金拠出金経理

収支の予定

1. 収入	6,452,795,336 千円 (6,527,306,865 千円)
-------	--

厚生年金保険法第 84 条の 5 及び第 84 条の 7 の規定に基づき各組合及び当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金並びに同法第 84 条の 3 の規定に基づき年金特別会計から交付される厚生年金交付金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金負担金	3,059,357,687 千円
イ 厚生年金交付金	3,393,437,649 千円

2. 支出	6,452,795,336 千円 (6,527,306,865 千円)
-------	--

厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき年金特別会計へ納付する厚生年金拠出金及び同法第 84 条の 4 の規定に基づき各組合へ交付する厚生年金交付金支払金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金	3,059,357,687 千円
イ 厚生年金交付金支払金	3,393,437,649 千円

3. 収支損益

収入総額	6,452,795,336 千円
支出総額	6,452,795,336 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

基礎年金拠出金経理

収支の予定

1. 収入	1,585,674,744 千円 (1,562,975,729 千円)
-------	--

国民年金法第 94 条の 4 の規定に基づき各組合が負担する基礎年金拠出金負担金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 35 条第 2 項の規定に基づき年金特別会計から交付される基礎年金交付金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金負担金	1,548,078,257 千円
イ 基礎年金交付金	37,596,487 千円

2. 支出	1,585,674,744 千円 (1,562,975,729 千円)
-------	--

国民年金法第 94 条の 2 第 2 項の規定に基づき年金特別会計へ納付する基礎年金拠出金及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 60 条に規定される施行規則第 11 条の 15 第 1 項の規定に基づき各組合へ交付する基礎年金交付金支払金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金	1,548,078,257 千円
イ 基礎年金交付金支払金	37,596,487 千円

3. 収支損益

収入総額	1,585,674,744 千円
支出総額	1,585,674,744 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

厚生年金保険預託経理

収支の予定

1. 収入	1,611,323 千円 (3,389,658 千円)
-------	--------------------------------

地方公務員等共済組合法施行規程（以下「施行規程」という。）第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる厚生年金保険給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益	1,611,323 千円
--------	--------------

(注) () 書きの数値は、令和 4 年度推計額である。

2. 支出 1,611,323 千円
(3,389,658 千円)

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息 1,611,323 千円

3. 収支損益
収入総額 1,611,323 千円
支出総額 1,611,323 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

退職等年金預託経理

施行規程第 12 条の 3 の規定に基づく組合から連合会への退職等年金給付組合積立金等資金の預託については、見込まれないことから、予算を計上しない。

経過的長期預託経理

収支の予定

1. 収入 1,795,350 千円
(3,764,281 千円)

施行規程附則第 1 条の 3 において準用する施行規程第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる経過的長期給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益 1,795,350 千円

2. 支出 1,795,350 千円
(3,764,281 千円)

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息 1,795,350 千円

3. 収支損益
収入総額 1,795,350 千円
支出総額 1,795,350 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

介護保険経理

収支の予定

1. 収入 3,706,309 千円
(4,438,779 千円)

介護保険法第 137 条第 1 項の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 1 項の規定に基づき徴収するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料納入金 3,706,309 千円

2. 支出 3,706,309 千円
(4,438,779 千円)

介護保険法第 137 条第 2 項の規定に基づき市区町村へ納入する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 2 項の規定に基づき納入するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料 3,706,309 千円

3. 収支損益
収入総額 3,706,399 千円
支出総額 3,706,399 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

国民健康保険経理

収支の予定

1. 収入 42,826 千円
(46,125 千円)

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法第 718 条の 4（同法第 718 条の 7 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税）納入金 42,826 千円

2. 支出 42,826 千円
(46,125 千円)

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法施行令第 56 条の 89 の 11 の規定に基づき市区町村へ納入する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税） 42,826 千円

(注) () 書きの数値は、令和4年度推計額である。

3. 収支損益	
収入総額	42,826 千円
支出総額	42,826 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

後期高齢者医療経理

収支の予定

1. 収入	4,495,353 千円 (5,422,173 千円)
--------------	--------------------------------

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料納入金 4,495,353 千円

2. 支出	4,495,353 千円 (5,422,173 千円)
--------------	--------------------------------

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき市区町村へ納入する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料 4,495,353 千円

3. 収支損益	
収入総額	4,495,353 千円
支出総額	4,495,353 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

個人住民税経理

収支の予定

1. 収入	1,608,090 千円 (2,021,154 千円)
--------------	--------------------------------

地方税法第 321 条の 7 の 6（同法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税納入金 1,608,090 千円

2. 支出	1,608,090 千円 (2,021,154 千円)
--------------	--------------------------------

地方税法施行令第 48 条の 9 の 18 の規定に基づき市区町村へ納入する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税 1,608,090 千円

3. 収支損益	
収入総額	1,608,090 千円
支出総額	1,608,090 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

業務経理

収支の予定

1. 収入	6,425,263 千円 (6,470,576 千円)
--------------	--------------------------------

連合会の業務に要する経費に充てるため、組合分担金、利息及び配当金並びに厚生年金保険給付調整経理より繰入金等を次のとおり見込むものとする。

- (1) 組合分担金 3,388,187 千円 (3,406,985 千円)
 組合員1人当たり 1,120 円 (1,120 円)
- (2) 厚生年金保険給付調整経理より繰入金
 2,096,440 千円 (2,159,548 千円)
- (3) 退職等年金給付調整経理より繰入金
 731,900 千円 (689,024 千円)
- (4) 経過的長期給付調整経理より繰入金
 208,736 千円 (215,019 千円)

2. 支出	6,512,638 千円 (6,774,484 千円)
--------------	--------------------------------

本年度の主な事業内容及びこれらに要する経費を次のとおり見込むものとする。

- (1) 管理運営関係
 - ア 会議関係
 - (ア) 運営審議会 4 回 (3 回)
 - (イ) 役員会 4 回 (3 回)
 - イ 事務処理システムの管理
 228,780 千円 (222,511 千円)

(注) () 書きの数値は、令和4年度推計額である。

(2) 委託業務関係

ア 年金事務機械化処理等		
(ア) 組合員等現況調査	38,942 千円	(27,831 千円)
(イ) 基礎年金支払代行事務	122,130 千円	(259,851 千円)
イ 標準システム等の開発・管理		
(ア) 標準システム	1,297,084 千円	(927,570 千円)
(イ) 住民基本台帳ネットワーク利用システム	16,512 千円	(-)
(ウ) 情報共有化システム	771,092 千円	(547,389 千円)
ウ 各種情報交換及び特別徴収業務	372,403 千円	(592,535 千円)
エ 社会保障・税番号制度関係業務	1,473,088 千円	(2,059,065 千円)
オ 長期給付額推計システムサーバ対応	2,641 千円	(2,641 千円)
カ 年金払い退職給付関連システム	431,255 千円	(338,537 千円)
キ システム開発等進捗管理等	158,691 千円	(262,900 千円)

(3) 調査研究事業関係

ア 組合職員研修事業		
(ア) 年金事務担当者研修会	2,654 千円	(-)
(イ) 年金問題セミナー	1,273 千円	(570 千円)
イ 業務説明会等の開催 資金運用全国説明会	1,458 千円	(74 千円)
ウ 調査研究事業		
(ア) 資金運用・年金制度に関する調査研究等	33,030 千円	(32,030 千円)
(イ) 資金運用委員会等	18,648 千円	(30,389 千円)
(ウ) リスク管理	73,248 千円	(67,654 千円)

(4) 普及事業関係

ア 広報誌の発行等	13,431 千円	(10,262 千円)
イ 現況届パンフレットの作成	3,610 千円	(3,610 千円)
ウ ホームページの管理	4,543 千円	(4,595 千円)
エ 年金払い退職給付に係る財政再計算に関する リーフレットの配布	5,466 千円	(-)

(注) () 書きの数値は、令和4年度推計額である。

3. 収支損益

(単位：千円)

科 目	令和5年度(4年度推計)	
経常収益		
組合分担金	3,388,187	(3,406,985)
繰入金		
厚生年金保険給付 調整経理より繰入	2,096,440	(2,159,548)
退職等年金給付 調整経理より繰入	731,900	(689,024)
経過の長期給付 調整経理より繰入	208,736	(215,019)
計	6,425,263	(6,470,576)
当期損失金		
当期損失金	87,375	(303,908)
合 計	6,512,638	(6,774,484)
経常費用		
役員報酬・職員給与	782,242	(753,242)
旅費・事務費	23,134	(17,027)
委託費	4,965,692	(5,289,274)
賃借料	374,399	(358,716)
調査研究費	157,399	(143,873)
普及費	31,248	(22,558)
負担金	141,728	(140,172)
その他	36,796	(35,129)
特別損失		
前期損益修正損	-	(14,493)
計	6,512,638	(6,774,484)

スチュワードシップ活動の報告について

[資金運用部企画管理課]

ご紹介

連合会のスチュワードシップ活動状況について主な内容を掲載します。

(詳細は、連合会HP「資金運用関連情報」で公表されている「令和4年度スチュワードシップ活動の報告」をご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/sikin/governance/>)

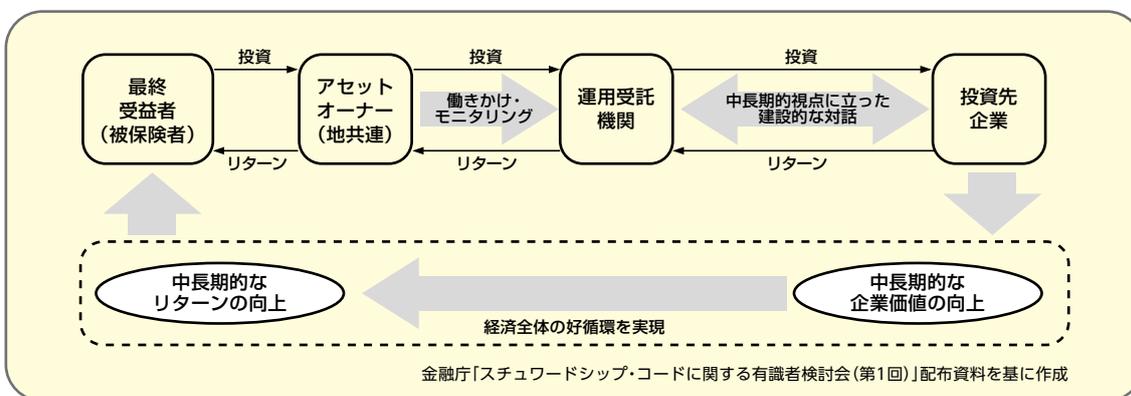
1 連合会のスチュワードシップ活動の概要

スチュワードシップ活動とは、機関投資家が、株主議決権の行使やエンゲージメント(投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」)等を通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンを拡大を図る活動です。

連合会は、被保険者のために財産価値を長期的に増大させるという受託者責任と公的年金としての社会的責任を果たすことが求められていることから、スチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいるところです。

なお、連合会では株式資産において、運用受託機関を通じて企業に投資する形態を取っていることから、スチュワードシップ活動についても、企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関を通じて行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えています。

〔スチュワードシップ活動のイメージ図〕



このような考え方のもと、連合会は、平成16年4月に「地方公務員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則」(以下「コーポレートガバナンス原則」という。)及び「株主議決権行使ガイドライン(国内株式)」(以下「ガイドライン(内株)」という。)を、平成28年4月に「株主議決権行使ガイドライン(外国株式)」(以下「ガイドライン(外株)」という。)を制定し、運用受託機関との契約に当たって、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うよう明示しています。また、厚生年金保険給付調整積立金に関する基本方針等(以下「基本方針等」という。)において、スチュワードシップ責任を果たすための対応について明記しています。

加えて、連合会は平成26年5月に日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明し、スチュワードシップ活動に関する考え方を明確に表明しました。

2 運用受託機関へのモニタリング

連合会は、毎年度、株式の運用受託機関のステュワードシップ活動が連合会の方針に沿ったものであるか確認するため、ステュワードシップ活動の取組みの「質」に重点を置いたモニタリングを実施しています。具体的には、ステュワードシップ活動に関する報告を受領するとともに、ヒアリングを実施しています。

令和4年度においては、5月には、国内株式・外国株式の運用受託機関に対し、連合会における令和4年度のステュワードシップ活動の方向性について説明会を開催し、連合会がステュワードシップ活動において重視している事項等について説明しました。

5～7月には、希望のあった運用受託機関に対し、連合会が令和3年度に実施した、運用受託機関のステュワードシップ活動に関する評価について、フィードバックを行いました。

7月には、株式の運用を委託している全ての運用受託機関(国内株式14社、外国株式16社)に対し、連合会が令和4年度に実施する、運用受託機関のステュワードシップ活動に関する評価の対象となる取組み(方針・体制やプロセス、活動実績)について報告を求め、10～11月には、当該報告を基に連合会がステュワードシップ活動において重視している事項を中心にヒアリングを実施しました。

その後、当該報告及びヒアリングを基に、運用受託機関のステュワードシップ活動に関して評価を実施しました。

連合会がステュワードシップ活動において重視している事項

【エンゲージメント関連】

- ① 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施
- ② エンゲージメント内容の質
- ③ プロセス(PDCAサイクルなど)の実効性

【議決権行使関連】

- ① 連合会の株主議決権行使ガイドラインの遵守
- ② 企業の状況に即した議決権行使
- ③ 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

3 運用受託機関における取組み状況

1 日本版ステュワードシップ・コード原則1関係

【原則1:ステュワードシップ活動方針の策定及び公表】

全ての運用受託機関において、ステュワードシップ責任を果たすための明確な方針等が策定され、公表されていることを確認しました。また、これらの方針等において、運用戦略に応じて、サステナビリティに関する課題をどのように考慮するかについて、明確に示されていることを確認しました。

2 日本版ステュワードシップ・コード原則2関係

【原則2:利益相反管理方針の策定及び公表】

全ての運用受託機関において、ステュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針が策定されていることを確認しました。また、大部分の運用受託機関において、これらの方針が公表されていることを確認しました。

加えて、全ての運用受託機関において、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のためのガバナンス体制が構築され、その体制について公表されていることを確認しました。

【事例】

- ① 第三者委員会や社内の独立した部署による利益相反管理
- ② 利益相反懸念がある議決権行使議案について、議決権行使助言会社の助言に従って議決権を行使

➔運用受託機関には、引き続き、利益相反管理に関する方針の公表など、利益相反管理に関する取組みを推進することを求めています。

3 日本版ステュワードシップ・コード原則3、4関係

【原則3:投資先企業の状況の的確な把握】【原則4:エンゲージメント】

(1) 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施

連合会は、日本版ステュワードシップ・コードの受け入れ表明において、「運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に

努めるように求めていく」としています。

全ての運用受託機関において、エンゲージメントの実施方針を定めた上で、投資先企業の状況を把握し、企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを行っていることを確認しました。また、サステナビリティを巡る課題に関するエンゲージメントについても、これらの目的に結び付くものとなるよう取り組んでいることを確認しました。

➡運用受託機関には、引き続き、企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを実施することを求めていきます。

(2) エンゲージメント内容の質

連合会は、エンゲージメントの実効性を左右する最も重要な要素は、エンゲージメント内容の質であり、企業価値向上につながるよう質の向上を図っていく必要があると考えています。

一部の運用受託機関において、エンゲージメントの質の向上に向けた、下記のような優れた取り組みを行っています。

【優れた取り組み】

- ① AIを活用した統合報告書定量評価モデルを作成し、約550社の統合報告書に評価スコアを付与。エンゲージメントにおいて、投資先企業に対して統合報告書の評価スコアを提示して対話を実施することで、経営戦略についての議論を深めるとともに、投資家目線の当該企業に対する認識を共有し、対話の深化を図っている。
- ② 環境(ESGのE)や社会(ESGのS)に関する課題について、グローバルで共通の対応方針・対話目標を設定した上で、重点的にエンゲージメントを行うキャンペーンを実施。これらのエンゲージメントで得られた情報などをもとに取りまとめた投資先企業のベストプラクティスを他の投資先企業に提示することで、課題解決の促進を図っている。

➡運用受託機関には、引き続き、企業価値向上につながるエンゲージメントを実施することを求めていきます。

(3) プロセス(PDCAサイクルなど)の実効性

連合会は、エンゲージメントが「目的を持った対話」であることから、エンゲージメントにより目的が達成されたか否かを含めたPDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高める必要があると考えています。

全ての運用受託機関において、エンゲージメントに関する組織的な進捗管理や効果測定を行っていることを確認しました。

また、一部の運用受託機関において、エンゲージメント・プロセスの実効性向上を図る下記のような優れた取り組みを行っています。

【優れた取り組み】

- ① エンゲージメント実施後の課題解決に向けた進捗状況を「課題未解消」、「改善傾向」又は「課題解決」に分類し、課題解決が進捗している企業ほどエンゲージメント実施後の投資リターンが同業他社比で高い傾向にあることを確認することで、自社が行ったエンゲージメントが企業の課題解決を通じて企業価値向上につながっていることを検証している。
- ② ガバナンスに課題のある投資先企業へのエンゲージメントがガバナンスを改善させ、継続してエンゲージメントを行うことにより財務面の改善にもつながっていることを、ガバナンス指標及び財務指標の変化をもとに確認することで、エンゲージメントの効果を検証している。
- ③ 定量的に作成した独自のESGスコアを用いて、エンゲージメント後の投資先企業のスコアの改善状況のモニタリングを行い、エンゲージメントの効果を確認している。
- ④ 大学との連携によって、エンゲージメントの効果測定、実効性向上のための共同研究を行っている。

➡運用受託機関には、引き続き、組織的にエンゲージメント・プロセスの実効性を高めていくことを求めていきます。

(4) エンゲージメント活動実績

連合会は、委託先の運用受託機関を通じてエンゲージメントを実施しています。

【国内株式】

活動実績については、プロダクトによって差があるものの、アクティブ運用では、平均すると1プロダクト当たり54社を対象に342件の対話を行いました。パッシブ運用では、平均すると1プロダクト当たり375社を対象に1,772件の対話を行いました。

【外国株式】

国内株式同様、プロダクトによって差があるものの、アクティブ運用では、平均すると1プロダクト当たり53社を対象に156件の対話を行いました。パッシブ運用では、平均すると1プロダクト当たり161社を対象に426件の対話を行いました。

4 日本版スチュワードシップ・コード原則5関係

【原則5:議決権行使】

(1) 連合会の株主議決権行使ガイドラインの遵守等

(ア)連合会の株主議決権行使ガイドラインの遵守

連合会は、コーポレートガバナンス原則及びガイドライン(内株・外株)を策定し、これらの方針に基づき議決権を行使するよう運用受託機関に明示しています。

大部分の運用受託機関において、議決権行使案がガイドラインを遵守しているか事前に検証していることを確認しました。また、一部の運用受託機関において、第三者機関による外部監査を行うなど、検証の客観性を高める優れた取組みを行っています。

一方で、議決権行使案の事前検証を行ったにもかかわらず、検証機能が十分に発揮されず、ガイドラインに反する議決権行使が行われた事例を確認したため、改善を求めました。

➡運用受託機関には、引き続き、ガイドラインを遵守し議決権を行使することを求めています。

(イ)議決権行使基準の策定と公表

全ての運用受託機関において、議決権行使基準を策定した上で公表し、必要に応じて見直しを行っていることを確認しました。また、一部の運用受託機関においては、議決権行使委員会等の会議体を設置した上で、議決権行使基準の改定に関する議論や議決権行使の妥当性の検証等を行っています。

(2) 企業の状況に即した議決権行使

連合会は、企業の状況に即した適切な行使を行うため、ガイドラインを示した上で、具体的な議決権行使の判断を運用受託機関に委任しています。

全ての運用受託機関において、企業の状況に即した議決権行使を行うためのプロセスが構築されていることを確認したほか、ガイドラインの趣旨を十分に理解した上で、企業との対話内容を踏まえて議決権を行使していることを確認しました。

➡運用受託機関には、引き続き、ガイドラインを機械的に当てはめて議決権を行使するのではなく、ガイドラインの趣旨を十分に理解した上で、その企業の状況に即した適切な判断に基づき議決権を行使することを求めています。

(3) 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

連合会は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、そのために必要な取組みを求めていく必要があると考えます。その際には、一方的に議決権を行使するだけでなく、その行使に至るまでの考え方を伝えるなど、多様な手段で課題認識を投資先企業と共有すべきであると考えます。

全ての運用受託機関において、株主総会前のエンゲージメントや、議決権行使後のフィードバック等、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用していることを確認しました。また、一部の運用受託機関において、下記のような優れた取組みを行っています。

【優れた取組み】

- ① 株主提案に関する議決権を行使する際に、企業側と提案者側のそれぞれとエンゲージメントを行い、企業価値向上に資する判断を行うための材料とする。
- ② エンゲージメントを行ったにもかかわらず企業側の対応が見られない場合の対処方針を議決権行使基準に明記する。
- ③ 議決権行使基準の改定に際し、エンゲージメントにおいて事前に改定意図を説明した上で、基準の適用を行う。

➡運用受託機関には、引き続き、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用することを求めています。

(4) 議決権行使結果(国内株式)

全ての運用受託機関において、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表していることを確認しました。また、全ての運用受託機関において、投資先企業とのエンゲージメントに資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由を公表していることを確認しました。

委託先の運用受託機関14社(延べ29ファンド)を通じて、令和3年7月～令和4年6月に開催された株主総会において、延べ14,230社に対して株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ58,777議案でした。

全58,777議案のうち、反対行使は11,153議案(うち株主提案議案は1,839議案)、反対比率は19.0%、会社提案への反対比率は16.4%でした。

取締役会・取締役に関する議案については35.5%、監査役会・監査役に関する議案は13.8%、役員報酬等に関する議案は16.3%に対して反対を行使しました。

株主議決権行使状況(厚生年金保険給付調整積立金)

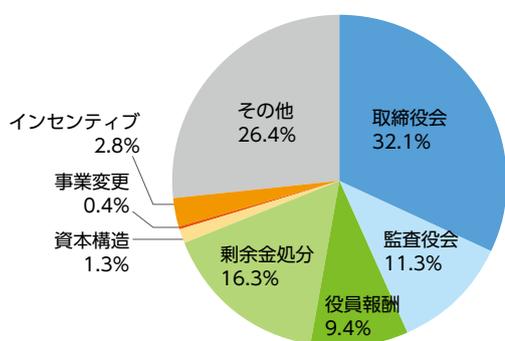
対象：令和3年7月～令和4年6月開催の株主総会上程議案

提案者別議案数	賛成		反対		棄権		合計
	賛成	比率	反対	比率	棄権	比率	
会社提案に関するもの	47,466	83.6%	9,314	16.4%	0	0.0%	56,780
株主提案に関するもの	158	7.9%	1,839	92.1%	0	0.0%	1,997
合計	47,624	81.0%	11,153	19.0%	0	0.0%	58,777

議案種類別議案数	賛成		反対		棄権		合計
	賛成	比率	反対	比率	棄権	比率	
取締役会・取締役に関する議案	12,169	64.5%	6,711	35.5%	0	0.0%	18,880
監査役会・監査役に関する議案	5,743	86.2%	923	13.8%	0	0.0%	6,666
役員報酬等に関する議案	4,602	83.7%	898	16.3%	0	0.0%	5,500
剰余金の処分に関する議案	9,192	96.1%	375	3.9%	0	0.0%	9,567
資本構造に関する議案	294	39.2%	456	60.8%	0	0.0%	750
うち敵対的買収防衛策に関するもの	12	3.6%	322	96.4%	0	0.0%	334
うち増減資に関するもの	114	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	114
うち第三者割当に関するもの	29	63.0%	17	37.0%	0	0.0%	46
うち自己株式取得に関するもの	13	10.8%	107	89.2%	0	0.0%	120
事業内容の変更等に関する議案	236	94.8%	13	5.2%	0	0.0%	249
役職員のインセンティブ向上に関する議案	1,436	85.7%	239	14.3%	0	0.0%	1,675
その他議案	13,952	90.1%	1,538	9.9%	0	0.0%	15,490
合計	47,624	81.0%	11,153	19.0%	0	0.0%	58,777
うち気候関連の議案	51	31.9%	109	68.1%	0	0.0%	160

議案内容別構成比(厚生年金保険給付調整積立金)

対象：令和3年7月～令和4年6月開催の株主総会上程議案



※連合会は、厚生年金保険給付調整積立金及び経過的長期給付調整積立金の株式運用において、同一のプロダクト構成で運用を行っています。上記は厚生年金保険給付調整積立金に関する記載ですが、経過的長期給付調整積立金においても議決権行使結果は同様です。

(5) 議決権行使結果(外国株式)

大部分の運用受託機関において、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表していることを確認しました。また、多くの運用受託機関において、投資先企業とのエンゲージメントに資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由を公表していることを確認しました。

委託先の運用受託機関16社(延べ23ファンド)を通じて、令和3年7月～令和4年6月に開催された株主総会において、延べ10,268社に対して株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ100,055議案でした。

全100,055議案のうち、反対行使は15,695議案(うち株主提案議案は2,165議案)、反対比率は15.7%、会社提案への反対比率は14.3%でした。

役員選任に関する議案については14.3%、役員報酬等に関する議案は13.6%に対して反対を行使しました。

株主議決権行使状況(厚生年金保険給付調整積立金)

対象:令和3年7月～令和4年6月開催の株主総会上程議案

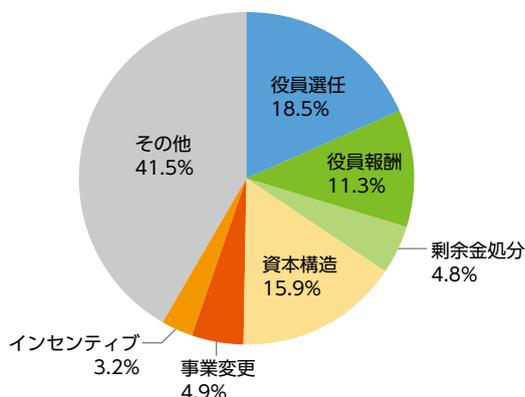
提案者別議案数	賛成		反対		棄権		合計
	賛成	比率	反対	比率	棄権	比率	
うち会社提案に関するもの	80,272	85.0%	13,530	14.3%	622	0.7%	94,424
うち株主提案に関するもの	3,428	60.9%	2,165	38.4%	38	0.7%	5,631
合計	83,700	83.7%	15,695	15.7%	660	0.7%	100,055

議案種類別議案数	賛成		反対		棄権		合計
	賛成	比率	反対	比率	棄権	比率	
役員選任に関する議案	15,842	85.4%	2,659	14.3%	42	0.2%	18,543
役員報酬等に関する議案	9,698	86.1%	1,536	13.6%	34	0.3%	11,268
剰余金の処分に関する議案	4,785	99.3%	33	0.7%	1	0.0%	4,819
資本構造に関する議案	13,285	83.7%	2,089	13.2%	503	3.2%	15,877
うち敵対的買収防衛策に関するもの	458	96.8%	15	3.2%	0	0.0%	473
うち増減資に関するもの	4,960	80.1%	1,226	19.8%	8	0.1%	6,194
うち第三者割当に関するもの	1,517	92.3%	127	7.7%	0	0.0%	1,644
うち自己株式取得に関するもの	3,360	96.7%	112	3.2%	1	0.0%	3,473
事業内容の変更等に関する議案	3,659	75.1%	1,206	24.8%	6	0.1%	4,871
役職員のインセンティブ向上に関する議案	1,939	61.1%	1,233	38.3%	4	0.1%	3,176
その他議案	34,492	83.1%	6,939	16.7%	70	0.2%	41,501
合計	83,700	83.7%	15,695	15.7%	660	0.7%	100,055
うち気候関連の議案	322	54.2%	263	44.3%	9	1.5%	594

※議決権行使に係る運用上の制約および追加的な費用負担の観点から、18の国と地域(アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、香港、チリ、チェコ、インドネシア、メキシコ、フィリピン、南アフリカ、台湾、タイ、パキスタン、中国A株)を議決権行使の対象としています。

議案内容別構成比(厚生年金保険給付調整積立金)

対象:令和3年7月～令和4年6月開催の株主総会上程議案



※連合会は、厚生年金保険給付調整積立金及び経過的長期給付調整積立金の株式運用において、同一のプロダクト構成で運用を行っています。上記は厚生年金保険給付調整積立金に関する記載ですが、経過的長期給付調整積立金においても議決権行使結果は同様です。

5 日本版スチュワードシップ・コード原則6関係

【原則6:スチュワードシップ活動に関する報告】

全ての運用受託機関は、連合会に対し、定期的に自社のスチュワードシップ活動に関する報告を行っています。また、大部分の運用受託機関は、自社のスチュワードシップ活動の状況について、ホームページ等で定期的に公表しています。

6 日本版スチュワードシップ・コード原則7関係

【原則7:スチュワードシップ活動を適切に行うための実力の具備】

全ての運用受託機関において、企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行う実力を備えるために、スチュワードシップ活動を統括する会議体やスチュワードシップ活動推進部署を設置するなど、体制を整備していることを確認しました。

また、一部の運用受託機関においては、体制強化・人材育成の観点から、下記のような優れた取組みを行っています。

【優れた取組み】

- ①より多角的に投資先企業の状況を把握するため、スチュワードシップ活動担当者の担当企業を産業セクター毎に振り分ける体制に変更したうえで、対応する産業セクターの企業調査アナリストとの連携を強化し、スチュワードシップ活動に企業調査アナリストの意見を取り入れられるようにした。
- ②担当者の実力向上を図るため、大学と連携した研修プログラムを開発し、研修で得た知見をスチュワードシップ活動に活用している。

4 運用受託機関の課題認識

連合会は、運用受託機関において、スチュワードシップ責任を果たす上で下記の課題を認識していることを確認しました。

運用受託機関には、引き続き、これらの課題の解決に取り組むことにより、実効的なスチュワードシップ活動を行っていくことを求めています。

〔国内株式の運用受託機関における課題認識〕

対象項目	課題の内容
エンゲージメント・議決権行使共通	体制強化（専門性向上、外部有識者の招聘等）
	各種イニシアティブへの参加を通じた意見発信
	スチュワードシップ活動に関する報告の充実
エンゲージメント	エンゲージメントの質の向上
	エンゲージメント効果測定（検証）方法の深化・改善
	エンゲージメントテーマ・対象企業の拡大
議決権行使	議決権行使における ESG 課題の考慮
	議決権行使基準の適切な見直し

〔外国株式の運用受託機関における課題認識〕

対象項目	課題の内容
エンゲージメント・議決権行使共通	体制強化（人材育成、専門性向上等）
	AI 技術等も活用した投資先企業の課題把握
	スチュワードシップ活動方針の社内外への周知・浸透
	各種イニシアティブへの参加検討・参加を通じた意見発信
	サステナビリティに関するデータの整備
エンゲージメント	議決権行使との一体的運用を通じた実効性向上
	エンゲージメント効果測定（検証）方法の深化・改善
	エンゲージメント対象企業の拡大
議決権行使	議決権行使における ESG 課題の考慮
	議決権行使基準の適切な見直し

1 ESG投資に対する基本的な考え方

連合会は、年金資金を長期間で運用することから、投資において、短期的な企業業績だけでなくESGといった持続可能性の要素に着目することによって、長期的なリターンの最大化を目指すことは合理的であると考えます。

ESG投資については、積立金基本指針(4省告示)の改正を受けて、基本方針等を改正し、令和2年度以降、「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、ESG(環境、社会、ガバナンス)を含めた非財務的要素を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する」こととしています。

なお、連合会では、ESG投資について、基本方針等において非財務的要素を考慮した投資が規定される以前から、それぞれ個別に検討した上で、必要な取組みを行っています。

2 ESG投資の取組み

・委託運用プロダクトにおけるESG要素の考慮

連合会は、年次で実施している委託運用プロダクトの総合評価及び新規プロダクトの選考において、ESG要素の考慮の状況进行评估しています。オルタナティブ投資についても同様であり、特に不動産及びインフラストラクチャーの運用受託機関に対しては、GRESB(※)の評価取得を推奨し、その取組み状況について確認しています。

また、株式の運用受託機関のスチュワードシップ活動においても、エンゲージメント・議決権行使を行う際にサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)を考慮した活動を行うことを要請しているほか、その取組み状況について確認しています。

※GRESB(Global Real Estate Sustainability Benchmark)は、不動産・インフラを保有・運用する企業やファンドのESGに関する取組状況を評価する世界的な指標です。ESGに関する体制・方針の整備状況などの「マネジメント」と、個別物件におけるエネルギー使用量や環境認証の取得状況などの「パフォーマンス」の2つの評価軸で評価を行い、格付が付与されます。

・株式運用におけるESGプロダクトへの投資

連合会は、平成21年度に国内株式アクティブ運用においてESGプロダクトへの投資を開始し、その後徐々に採用プロダクトや投資金額を増やしてきました。

令和2年度には国内株式パッシブ運用において、ESGプロダクトへの投資を開始しました。

これに加えて、令和4年度に、外国株式アクティブ運用においてESGプロダクト(2プロダクト)への投資を開始しました。

アクティブ運用のESGプロダクトについては、運用プロセスにおいてESG要素を十分に考慮しつつ、超過収益を獲得することを期待しています。また、パッシブ運用のESGプロダクトについては、連合会がESGプロダクト(ESG指数)に投資を行うことで、ESG指数への注目を集め、幅広い企業が企業価値の向上を目指してESG課題の改善に向けた取組みを行うことを促し、ひいては国内の株式市場全体の価値向上につながるような底上げ効果を期待しています。

・債券運用におけるESG債への投資

連合会は、令和元年度から、国内債券の自家運用においてESG要素を考慮した投資を行っているところであり、当面は地方公共団体や財投機関等が発行するESG債を中心に投資を行うこととしています。

6 今後の取組み

連合会は、受託者責任と社会的責任を両立すべく、引き続きスチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいきます。

(1) 運用受託機関に対する効果的なモニタリングの実施

運用受託機関のスチュワードシップ活動が連合会の方針と整合的であることを引き続き確認するとともに、取組みの「質」に重点を置いたモニタリングを実施します。

(2) 運用受託機関との対話と、連合会内部での知見の蓄積

持続的にスチュワードシップ活動の実効性を向上させるという観点から、運用受託機関と連合会が重視する事項等について対話を行うとともに、連合会としてもスチュワードシップ活動に対する知見を蓄積します。

(3) スチュワードシップ活動対象資産の範囲拡大の検討

スチュワードシップ責任を果たす観点から、株式以外の他資産においてスチュワードシップ活動を実施している運用受託機関の状況把握等を通じ、スチュワードシップ活動対象資産の範囲を拡大することについて検討を進めており、必要な取組みを可能な範囲で実施します。

令和5年度より、債券の運用受託機関におけるスチュワードシップ活動について、モニタリングを開始する予定です。

(4) 非財務的要素を考慮した投資の推進

被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、ESGを含めた非財務的要素を考慮した投資を推進することについて検討した上で、引き続き必要な取組みを実施します。また、引き続き、株式の運用受託機関のスチュワードシップ活動モニタリングにおいても、サステナビリティを考慮した活動を行っているかを確認していきます。

(5) コーポレートガバナンス原則等の改正

法令やコード、社会情勢等の変化を考慮しながら「コーポレートガバナンス原則」、「株主議決権行使ガイドライン(国内株式・外国株式)」及び「日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明」を必要に応じて改正します。

(6) 他の公的年金等との連携

スチュワードシップ活動の実効性を高め効率化を図る一助として、地方公務員共済や他の公的年金等と意見交換を行うなどの取組みを実施します。

年金払い退職給付に係る 財政状況(令和3年度末)について

[年金業務部 数理課]

ご紹介

当連合会では、年金払い退職給付制度に係る財政状況の確認作業として、毎年、国共済と地共済を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額(積立基準額)と実際の積立金額の比較を行っています。これを「財政検証」と呼びます。

この度、令和3年度末の財政検証を実施した結果、国共済と地共済を合計した剰余の額は約690億円となりました。

なお、詳細については以下のとおりとなっています。

1 令和3年度末の年金財政状況

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。年金払い退職給付制度の積立状況を把握するため、当連合会では、毎年、「財政検証」を実施しています。

その結果は以下のとおりです。

(単位:億円)

区分		国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額	A	24,607	6,646	17,962
積立金(簿価ベース)	B	25,298	7,176	18,121
剰余または不足	C=(B-A)	+ 690	+ 531	+ 160

(注)「+」は剰余を表しています。

「積立基準額」は令和3年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が6,646億円、地共済が17,962億円、合計で24,607億円となっています。一方、実際の「積立金」は簿価ベースで国共済が7,176億円、地共済は18,121億円、合計で25,298億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が531億円の剰余、地共済が160億円の剰余、合計で690億円の剰余となりました。

2 国共済と地共済との間の財政調整の実施

年金払い退職給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1(ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。)を拠出することとされています。

令和3年度末においては、国共済、地共済とも「剰余」の状態であったため、財政調整拠出金(確定額)は発生しません。

地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について

[総務省]

ご紹介

令和5年度地方財政計画において、地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源が措置されました。これに伴い、総務省は自治行政局公務員部福利課長名で「地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について」(令和5年3月31日付け総行福第137号)を各都道府県総務部長及び関係共済組合理事長あて通知しました。以下その内容を掲載します。

令和5年度における地方公務員共済組合等に対する地方公共団体の負担金等に係る財源措置については、下記のとおり措置されましたので通知します。

記

1 地方公務員共済組合に対する負担金等

(1) 地方公共団体負担金

区分	都道府県 一般職	公立学校		警察		市町村 一般職	
		義務教育職	その他教育職	警察官	事務職		
長期	給料	131.8637%	115.5799%		140.9221%		128.0498%
	期末手当等	99.0990%					
	公経済(注1)	40.9%					
追加費用	31.0%	31.4%	20.4%	28.9%	25.7%	15.6%	
短期	給料	71.37%	66.32%		71.67%		74.78%
	短期+福祉(注2)	60.53%	56.13%		60.25%		63.87%
	育休介護手当金	0.08%	0.12%		0.04%		0.10%
	介護納付金	10.76%	10.07%		11.38%		10.68%
	特別財政調整	—	—		—		0.13%
	期末手当等	53.89%	55.77%		51.17%		57.73%
	短期+福祉(注2)	45.49%	48.13%		42.36%		49.44%
	育休介護手当金	0.06%	0.10%		0.03%		0.08%
	介護納付金	8.34%	7.54%		8.78%		8.11%
	特別財政調整	—	—		—		0.10%
	特定健康診査及び 特定保健指導	172円/人	112円/人		236円/人		150円/人
事務費	240円/人	240円/人		240円/人		別紙参照(次頁)	

(注) 上記の給料に係る負担金率及び期末手当等に係る負担金率は、地方財政措置上の率である。また、期末手当等に係る負担金率については標準報酬の月額及び標準期末手当等に係る負担金率と等しくなる。

(注1) 基礎年金拠出金等に係る公的負担分である。

(注2) 「特定健康診査及び特定保健指導」に係る財源措置額により算定した率を含む。

(2) 地方公共団体補助金(事務費として組合員1人当たり年額)

次のとおり。なお、いずれの金額にも、地方公務員共済組合連合会分担金として組合員1人当たり年額1,120円を含んでいる。

- ア 地方職員共済組合 7,970円
- イ 公立学校共済組合 6,100円
- ウ 警察共済組合 8,890円

2. 地方議会議員共済会に対する負担金

区分	都道府県 議会議員	市議会議員	町村議会議員
事務費	議員1人当たり年額 19,681円	議員1人当たり 11,900円	議員1人当たり 13,731円
給付費	標準報酬月額 $\frac{18.3}{100}$	標準報酬月額 $\frac{31.5}{100}$	標準報酬月額 $\frac{31.5}{100}$

3. 職員厚生費

職員1人当たり年額

都道府県	6,707円
市町村	6,707円

4. その他

(1)生涯福祉施策関連負担金

(ライフプラン相談員の設置経費を含む。)

都道府県 13,325千円 市町村 883千円

(2)ライフプラン推進計画策定費用

都道府県 1,059千円(注) 市町村 424千円

(注)一般職員のほか警察、教育職員分も含んでいる。

(別紙) 事務費負担金の組合員1人当たり単価(令和5年度)

(単位:円)

組合	単価	組合	単価
指定都市	11,070	京都府	11,520
北海道	11,070	大阪府	10,870
青森県	11,320	兵庫県	11,100
岩手県	11,430	奈良県	11,430
宮城県	11,320	和歌山県	11,480
秋田県	11,450	鳥取県	11,990
山形県	11,390	島根県	11,710
福島県	11,230	岡山県	11,320
茨城県	11,210	広島県	11,340
栃木県	11,390	山口県	11,410
群馬県	11,280	徳島県	11,750
埼玉県	10,870	香川県	11,610
千葉県	10,910	愛媛県	11,360
東京都	11,170	高知県	11,600
神奈川県	11,140	福岡県	11,230
新潟県	11,230	佐賀県	11,800
富山県	11,520	長崎県	11,430
石川県	11,480	熊本県	11,280
福井県	11,680	大分県	11,550
山梨県	11,660	宮崎県	11,650
長野県	11,190	鹿児島県	11,320
岐阜県	11,250	沖縄県	11,480
静岡県	11,080	北海道都市	11,380
愛知県	11,120	仙台市	11,730
三重県	11,280	愛知県都市	11,160
滋賀県	11,350		

令和5年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について

[総務省]

ご紹介

地方公共団体等が追加費用として負担すべき金額の基礎となる追加費用率及び地方公共団体の職員である組合員等に係る費用として地方公共団体が負担すべき金額の算定の基礎となる負担率が、令和5年3月31日に公示されました。

これに伴い、総務省は自治行政局長名で「告示の制定について」(令和5年3月31日付け総行福第66号)を各都道府県知事等あてに通知しました。

以下その内容を掲載します。

○ 総務省告示第百四十九号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日 総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下「施行法」という。）第三条の五並びに第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和四年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（法第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定し

た割合を乗じて得た額。以下同じ。)の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地共済組合が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員(法第四百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。)である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員(法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。)である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員(法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。)である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

[I・II 略]

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{25.7}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{29.0}{1000}$
	その他教職員	$\frac{16.3}{1000}$
警察共済組合	$\frac{20.1}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{18.6}{1000}$	
指定都市職員共済組合	$\frac{12.1}{1000}$	
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{0.8}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{2.2}{1000}$
	その他教職員	$\frac{1.8}{1000}$
警察共済組合	$\frac{1.2}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{1.5}{1000}$	
指定都市職員共済組合	$\frac{1.1}{1000}$	
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

備考 表中の[]の記載は注記である。

改正後

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下「施行法」という。）第三条の五並びに第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和五年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の第二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該特定地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（法第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第四百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地共済組合が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員（法第四百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。）である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員（法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{22.5}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{24.7}{1000}$
	その他教職員	$\frac{15.9}{1000}$
警察共済組合		$\frac{16.9}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{14.1}{1000}$
指定都市職員共済組合		$\frac{11.0}{1000}$
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

備考 表中の[]の記載は注記である。

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{0.8}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{2.2}{1000}$
	その他教職員	$\frac{1.6}{1000}$
警察共済組合		$\frac{1.2}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{1.3}{1000}$
指定都市職員共済組合		$\frac{1.1}{1000}$
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

○ 総務省告示第百五十号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十五条の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百二十七号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日 総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第九十三条第二項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに同法第九十七条において準用する同法第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和四年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百四十四条の三第一項に規定する団体が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額に十二を乗じて得た額に千分の十一・六を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の〇・四を乗じて得た金額とすることとし、地方職員共済組合が負担すべき金額は、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員（法第百四十四条の十九の規定によりみなして適用する法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。）の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の十一・六を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の〇・四を乗じて得た金額とすることとする。

改正後

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第九十三条第二項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに同法第九十七条において準用する同法第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和五年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百四十四条の三第一項に規定する団体が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額に十二を乗じて得た額に千分の十・五を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の〇・四を乗じて得た金額とすることとし、地方職員共済組合が負担すべき金額は、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員（法第百四十四条の十九の規定によりみなして適用する法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。）の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の十・五を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の〇・四を乗じて得た金額とすることとする。

○ 総務省告示第百五十一号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和三十七年政令第五十八号）第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十二号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日 総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第一項第一号イからへまでに規定する第三号厚生年金被保険者及び同項第二号に規定する第三号厚生年金被保険者並びに同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者及び同条第二項に規定する連合会役職員のうち第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和四年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第二十九条の二第一項第一号イからへまでに掲げる各総額の合計額に、千分の四十一・六を乗じて得た金額とする。

改正後

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第一項第一号イからへまでに規定する第三号厚生年金被保険者及び同項第二号に規定する第三号厚生年金被保険者並びに同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者及び同条第二項に規定する連合会役職員のうち第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和五年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第二十九条の二第一項第一号イからへまでに掲げる各総額の合計額に、千分の四十・九を乗じて得た金額とする。

○ 総務省告示第百五十二号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第三項及び第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和三十七年政令第五十八号）第八十二条第三項及び第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十三号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日 総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第二項に規定する団体の職員である第三号厚生年金被保険者及び同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者のうち法第百四十四条の十九の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和四年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における同令第六十五条第一項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第二項に規定する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に千分の四十一・六を乗じて得た金額とする。

改正後

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第二項に規定する団体の職員である第三号厚生年金被保険者及び同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者のうち法第百四十四条の十九の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和五年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における同令第六十五条第一項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第二項に規定する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に千分の四十・九を乗じて得た金額とする。

○ 総務省告示第百五十三号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第百六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日 総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が令和四年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

- 一 地方職員共済組合 千分の〇・〇五
- 二 公立学校共済組合 千分の〇・〇八
- 三 警察共済組合 千分の〇・〇三
- 四 東京都職員共済組合 千分の〇・〇七
- 五 指定都市職員共済組合 千分の〇・〇六
- 六 市町村職員共済組合 千分の〇・〇六
- 七 都市職員共済組合 千分の〇・〇六

改正後

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が令和五年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

- 一 地方職員共済組合 千分の〇・〇六
- 二 公立学校共済組合 千分の〇・一〇
- 三 警察共済組合 千分の〇・〇三
- 四 東京都職員共済組合 千分の〇・〇六
- 五 指定都市職員共済組合 千分の〇・〇八
- 六 市町村職員共済組合 千分の〇・〇八
- 七 都市職員共済組合 千分の〇・〇八

○ 総務省告示第百五十四号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を次のように定め、令和五年四月一日から施行する。

なお、令和四年総務省告示第百九号（地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件）は、令和五年三月三十一日限り、廃止する。

令和五年三月三十一日 総務大臣 松本 剛明

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率
千分の五十一・〇

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令等の施行について

[総務省]

ご紹介

「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」（令和5年政令第120号）等が公布されました。

これに伴い、総務省は自治行政局公務員部福利課長名で「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令等の施行について」（令和5年3月31日付け総行福第138号）を各共済組合等あてに通知しました。

以下その内容を掲載します。

改正概要

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令について

1 みなし繰下げ制度の創設等に関する事項(第1条関係)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号。以下「年金制度改正法」という。)において、70歳以降に繰下げ待機していた者が65歳時点からの本来受給を選択した場合、請求の5年前に繰下げ申出をしたものとみなして年金を支給するみなし繰下げ制度が創設されたことを踏まえ、退職等年金給付についても同様の取扱いとするため、所要の規定の整備が行われたこと。

また、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「地公法改正法」という。)において、従前の再任用職員の制度を廃止する等の措置が講じられたことを踏まえ、所要の規定の整備が行われたこと。

2 地方議会議員の年金の額の改定に関する事項(第2条関係)

地方議会議員であった者に係る令和5年4月分以後の月分の地方議会議員年金の額については、以下のとおり他の公的年金と同様に名目手取り賃金変動率等により改定することとされたこと。

(1) 賃金スライドによる年金額算定の基準日は、令和4年6月1日とされたこと。(平成23年改正令附則第2条の2第1項関係)

(2) 物価スライドに用いる改定率は、4.885とされたこと。(平成23年改正令附則第2条の2第2項関係)

3 みなし繰下げ制度の創設等に関する事項(第3条関係)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法による年金である給付についても第1と同様にみなし繰下げ制度の創設を踏まえた所要の規定の整備が行われたこと。

4 給料年額改定率の改定(第4条関係)

令和5年度における昭和61年3月31日以前に給付事由の生じた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「旧地共済法」という。)による年金の裁定替え(旧地共済法による年金に係る昭和61年4月以後の年金額の改定をいう。)におけるいわゆる通年方式による給料比例部分の額の算定基礎となっている給料年額に乗ずることとされる給料年額改定率は、受給権者の生年月日の区分に応じ、次の表に掲げる率とされたこと。

受給権者の区分	給料年額改定率
昭和5年4月1日以前に生まれた者	1.240
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までに生まれた者	1.250
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までに生まれた者	1.278
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までに生まれた者	1.284
昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までに生まれた者	1.284
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までに生まれた者	1.290
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までに生まれた者	1.300
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までに生まれた者	1.311
昭和13年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた者	1.312
昭和31年4月2日以降に生まれた者	1.316

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令について

5 職員の範囲に関する事項

地公法改正法の施行に伴い、再任用職員等に関する規定を削除するとともに、所要の規定の整理を行うものとする。 (第2条の2及び第179条の6関係)

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令について

6 市町村連合会の勘定科目に関する事項(第1条関係)

市町村連合会の勘定科目について、所要の規定の整備が行われたこと。(施行規則別表第1号表の2関係)

7 地方議会議員年金制度に係る地方公共団体の負担等に関する事項(第2条関係)

共済給付金の給付に要する費用は、地方公共団体が負担することとされ、令和5年度の負担金の算定方法及び支払方法については、以下のとおりとされたこと。(平成23年改正省令附則第2条関係)

(1) 給付費負担金の算定方法

① 都道府県

令和5年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額総額の総額に12を乗じて得た金額に18.3/100を乗じて得た金額

② 市区町村

令和5年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額総額の総額に12を乗じて得た金額に31.5/100を乗じて得た金額

(2) 給付費負担金の支払方法

第1回目	給付費負担金の10分の5に相当する金額	令和5年5月
第2回目	給付費負担金の10分の2に相当する金額	令和5年8月
第3回目	給付費負担金の10分の2に相当する金額	令和5年11月
第4回目	給付費負担金から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和6年2月

※支払日の期限は各月の20日とする。

その他の事項について

8 その他

追加費用対象期間を有する者に係る年金額について、令和5年度における控除調整下限額は、平成27年経過措置政令第54条及び第122条の規定により昭和13年4月1日以前に生まれた者については2,376,500円とされ、同月2日以後に生まれた者については2,371,700円とされたこと。

施行期日

令和5年4月1日から施行することとされたこと。

ただし、第6に関する事項については、令和5年3月31日から施行することとされたこと。

年金制度等の日誌

■ 年金制度等に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
R5.3.22	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府令；総務省令；文部科学省令 第1号)
R5.3.30	国民年金法施行令等の一部を改正する政令(政令第117号)
	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(政令第120号)
	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第44号)
R5.3.31	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府令；総務省令；文部科学省令 第2号)
	地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(総務省令第31号)
	昭和四十八年自治省告示第七十二号(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件)の一部改正(総務省告示第149号)
	平成二十八年総務省告示第百二十七号(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件)の一部改正(総務省告示第150号)
	平成二十七年総務省告示第三百四十二号(地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件)の一部改正(総務省告示第151号)
	平成二十七年総務省告示第三百四十三号(地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件)の一部改正(総務省告示第152号)
	平成七年自治省告示第六十八号(地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件)の一部改正(総務省告示第153号)
	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準の制定(総務省告示第154号)

■ 公的年金制度に関連した会議等の開催状況

年月日	名称
R5.3.28	社会保障審議会年金部会(第2回)
R5.3.30	社会保障審議会年金数理部会(第96回)
R5.4.5	社会保障審議会年金部会 年金財政における経済前提に関する専門委員会(第3回))

業務等の状況

■ 会議開催状況

<p>3月15日 第139回 役員会</p>	<p>場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和5年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明を行い、3月22日の第141回運営審議会に提出する旨決定されました。</p>
<p>3月22日 第141回 運営審議会</p>	<p>場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和5年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明を行い、審議の結果、承認されました。</p>

■ 会議開催予定

<p>6月21日 第140回 役員会</p>	<p>場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和4年度決算(案)について</p>
<p>6月23日 第142回 運営審議会</p>	<p>場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和4年度決算(案)について</p>



宿泊施設の 紹介

公立学校共済組合
長崎宿泊所

公立学校共済組合長崎宿泊所

ホテルセントヒル長崎

ふたつの世界遺産がある街、長崎。その中心地にあり、観光、ビジネスでどこに行くにも交通アクセスが最適のホテルです。宿泊はもちろん、会議、宴会にご利用いただけます。

少し坂を登っていただきますが、スタッフ一同、心を込めたおもてなしでお迎えさせていただきます。

※公立学校共済組合やすらぎの宿 (<https://www.kourituyasuragi.jp/>)からの宿泊予約で、駐車料金無料などの特典がございます。



外観



洋室



宴会場



和室



スタッフ手作りの折り紙や
再現した懐かしの
小学校教室で心温まる
ひとときをどうぞ。



レストラン「カピタン」

ご予約・お問合せ

〒850-0052 長崎市筑後町4番10号
☎ 095-822-2251 ☎ 095-826-4732
🌐 <https://www.saint-hill.jp/>

交通のご案内

🚶 JR長崎駅より徒歩13分
🚗 長崎自動車道出島トンネル出口より10分

長崎おすすめ観光情報



長崎ちゃんぽん

世界新三大夜景



2021年11月に開催された「世界夜景サミットin 長崎」で、モナコ、上海と並び、長崎市が「世界新三大夜景」に選ばれました。標高333mの稲佐山山頂からの眺めは、一見の価値あります。

眼鏡橋



1634年につくられたとされている眼鏡橋。川面に映る影が双円を描き眼鏡に見えることがその名の由来。近くの石垣にあるハートストーンは、恋愛成就のパワースポットとして人気です。

稲佐山つつじまつり



長崎市街地が見渡せる標高333mの稲佐山にある稲佐山公園は、8万本のつつじの名所として知られ、毎年4月にはつつじまつりが開催されます。

軍艦島



正式名称は「端島」。長崎港から南西約18kmの海上に浮かぶこの島は、良質な石炭の採掘で栄えた島として、明治から昭和にかけて日本の近代化を支えました。2015年、世界文化遺産に登録されました。

長崎ランタンフェスティバル



旧正月から2週間、市内中心部が約15,000個のランタン（中国提灯）と様々なオブジェの幻想的な光で彩られます。もともとは中国の旧正月を祝う春節祭として始まったものですが、今では長崎の冬の風物詩としてすっかり定着しています。



地方公務員共済組合連合会

Pension Fund Association for Local Government Officials

<https://www.chikyoren.or.jp/>

地方職員共済組合 <https://www.chikyosai.or.jp/>

公立学校共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/>

警察共済組合 <https://www.keikyo.jp/>

東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>

全国市町村職員共済組合連合会 <https://ssl.shichousonren.or.jp/>

指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合

連合会だより・第232号

令和5年5月発行

編集・発行 地方公務員共済組合連合会 総務部 企画課

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1

TEL 03(6807)3677(代)

表紙の写真:旧グラバー住宅(長崎県長崎市)

長崎港を見下ろす南山手の丘の上にあるグラバー園は、異国情緒あふれる長崎屈指の人気観光スポットです。

旧グラバー住宅をはじめとする国指定重要文化財3棟のほか、市内に点在していた明治期の洋館6棟が移築・復元されています。

中でも、旧グラバー住宅は、幕末に来日したスコットランド人商人トーマス・グラバーが、外国人居留地として定められた長崎南山手に完成させた邸宅で、

現存する日本最古の木造洋風建築です。屋根に日本瓦葺、レンガの煙突、開放的なベランダを持つバンガロー形式で、庭から長崎港が一望できます。2015年、世界文化遺産に登録されました。

